

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6345-3777
 神戸オフィス tel 078-371-5120

定年再雇用者も平成30年4月より有期労働契約の無期転換が可能に ～ 第二種認定計画はもう出されましたか ～

平成25年4月の改正労働契約法では、有期労働契約が繰り返し更新され5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するルール(無期転換ルール)が定められました。平成27年4月1日には「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が施行され、高度専門的知識等を有する有期雇用労働者と定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者について、労働局長の認定を受けることにより無期転換ルールが適用されない特例の規定が設けられています。

【継続雇用的高齢者に関する申請書】

様式第7号
第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名	代表者氏名 (法人の場合)	印
住所・所在地 〒(-)	電話番号 ()	FAX番号 ()

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

3 その他

- 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
 - 65歳以上への定年の引き上げ
 - 継続雇用制度の導入
 - 希望者全員を対象
 - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
 (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

定年再雇用者の特性に応じた雇用管理の措置は、いずれか1カ所以上にレ印を記入します。
 例) 高齢者雇用推進者の選任

実施している高齢者雇用確保措置にレ印をつけてください。高齢者雇用安定法に違反がないことが前提です。

(記入上の注意)
 1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口チェックして下さい。
 2. 「3 その他」は、該当する口はすべてチェックしてください。

(添付書類)
 1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例:契約書の雛形、就業規則等)
 2. 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社のみで可。))を含む。))
 3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

上記の申請をし認定を受けることによって、定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

資料出所:厚生労働省HP
 高度専門職・継続雇用的高齢者に関する無期転換ルールの特例について
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000075676.pdf>